

令和2年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
9	R2.3.24	R2.4.8	<p>貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。 (2) 右事実がある場合、過去10ヵ年の当該文書を作成した証明となる全ての証拠とは？</p> <p>貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。 2 生活文化局〇〇課長は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めてこういった“事実”が起ったと言うことを広く知らせる。」旨述べています。(2019年7月22日①生活文化局 〇〇音声記録) 以上、1・2の“事実”を証明する組織共同文書(公文書)において (1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって (イ) 世間に公表することによって、「自らを罪する」“事実”が発生して、これを証明する“証拠”文書等 (ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書等(具体的実行策等) 以上、1・2の“事実”を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上</p> <p>公文書の適正な管理について(通知)</p>				1											<p>公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合の公文書については、都市整備局では、作成の事実が確認できないものであり、現に保有していないため 公文書の適正な取扱いについて(通知)は、平成29年度に作成された1年保存の公文書であるため、令和元年5月に廃棄済みであり、現在は存在しない</p>	都市整備局総務部総務課
10	R2.3.24	R2.4.8	<p>1 貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合、その“事実”を証明する「証拠」文書等の公文書とは何ですか？ 2 1の場合、漏洩事故の被害者である請求者にその“事実”を報告した証明となる「証拠」文書等の公文書は何ですか？ 以上の“事実”を証明する「証拠」を開示下さい。 4 追加、貴部局で個人情報の漏洩事故が発生した場合、都庁内部局の何処に事故報告を行うのか？ 以上、全ての“事実”を証明する「証拠」資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p>															<p>本件開示請求に係る公文書は、東京都個人情報取扱事務要綱(平成17年3月31日付、16生広情報第708号)であり、当該公文書は東京都例規集において公表されており、東京都情報公開条例第18条第2項(他の制度等との調整)に規定する開示しないものとする公文書に該当するため(却下)</p>	都市整備局総務部総務課
11	R2.3.24	R2.4.8	<p>貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。 1 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するののか？</p>															<p>本件開示請求に係る公文書は、東京都個人情報取扱事務要綱(平成17年3月31日付、16生広情報第708号)であり、当該公文書は東京都例規集において公表されており、東京都情報公開条例第18条第2項(他の制度等との調整)に規定する開示しないものとする公文書に該当するため(却下)</p>	都市整備局総務部総務課
12	R2.4.3	R2.4.9	<p>東京都市計画河川呑川計画図 (住所：東京都大田区中央八丁目〇〇-〇〇付近)</p>	1	1													都市整備局都市基盤部調整課	
13	R2.4.1	R2.4.10	<p>平成31年度土木建設資材等価格調査委託(単価契約)に係る調査報告書</p>	※		1					1	1						<p>(7条2号) 法人の従業者の氏名及びメールアドレスは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局総務部企画技術課

令和2年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
14	R2. 3. 28	R2. 4. 10	大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発準備組合と都市整備局市街地整備部との間における協議に係る資料					1											開示請求に係る公文書は、東京都文書管理規則第2条第17号に規定する資料文書に該当し、市街地再開発準備組合との都度の協議の終了後、事務の遂行上必要な期間が終了したものとして、保存期間の満了により廃棄している。 よって、開示請求に係る公文書について、実施機関では既に廃棄しており、現在は存在しない。	都市整備局市街地整備部再開発課
15	R2. 3. 28	R2. 4. 10	大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発準備組合と都市整備局市街地整備部との間における協議に係る資料					1											開示請求に係る公文書は、東京都文書管理規則第2条第17号に規定する資料文書に該当し、市街地再開発準備組合からの都度の報告等の後は、事務の遂行上必要な期間が終了したものとして、保存期間の満了により廃棄している。 よって、開示請求に係る公文書について、実施機関では既に廃棄しており、現在は存在しない。	都市整備局市街地整備部防災都市づくり課
16	R2. 4. 5	R2. 4. 14	調布市小島町1丁目30番2外（地番）の敷地について、都市計画法に基づく開発許可の要否について事業者ないし関係行政機関と連絡した内容がわかる文書（決裁文書、相談カード等を含む。）					1		1		1							当該地においては、都市計画法第33条第1項の規定による開発許可を申請日現在までに行っておらず、同法第47条第5項の規定により閲覧に供される開発登録簿により公となっている情報でもないことから、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで次の非開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により本件開示請求を拒否する。 （7条2号・3号）当該地の土地所有者による開発行為の意思の有無は、個人の所有者である場合は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。法人等が所有者である場合は、当該法人等の内部管理事項に属する財産の運用方針等に係る情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条3号）開発事業者等における事業計画等の有無は、当該法人等の内部管理事項に属する事業計画等に係る情報であって、公にすることにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条5号）許可前の審議、検討又は協議に関する情報の有無は、都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、許可決定に至るまでの率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため	多摩建築指導事務所開発指導二課
17	R2. 2. 17	R2. 4. 16	(1) 平成29年度 東京都における高速道路ネットワークに関する調査委託 報告書 (2) 平成30年度 東京都における高速道路ネットワークに関する調査委託 報告書 (3) 平成28年度 外環周辺の都市計画道路に関する調査委託 報告書 (4) 平成29年度 外環周辺の都市計画道路に関する調査委託 報告書 (5) 平成30年度 外環周辺の都市計画道路に関する調査委託 報告書 (6) 平成30年度 外環の2に関する調査委託 報告書	※				1		1		1	1					(7条2号) 住民への資料送付時の住所、受託者の氏名、メールアドレス等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条5号) 外環（東名高速～湾岸道路間）のルート、都市計画線と航空住宅地図の対比図及び三鷹3・4・13支1、2の検討に関する情報は、都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	都市整備局都市基盤部街路計画課	
18	R2. 2. 16	R2. 4. 16	(1) 平成30年度多摩ニュータウン事業用地G-70に係る商業施設部分の定期借地事業者等の審査支援業務委託（複数単価契約）（30都市総企契第335号の2） (2) 指示・承諾書（No1）（平成30年10月31日付） (3) 商業施設部分の定期借地の相手方 調査報告書概要版	※	1															都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン課

令和2年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
19	R2. 2. 16	R2. 4. 16	<p>(1)平成30年度多摩ニュータウン事業用地G-70に係る商業施設部分の定期借地事業者審査支援業務委託（複数単価契約）（30都市整多第86号）</p> <p>(2)平成30年度多摩ニュータウン事業用地G-70に係る商業施設部分の定期借地事業者等の審査支援業務委託（複数単価契約）（30都市総企契第335号）</p> <p>(3)平成30年度多摩ニュータウン事業用地G-70に係る商業施設部分の定期借地事業者等の審査支援業務委託（複数単価契約）（30都市総企契第335号の3）</p> <p>(4)委託契約書（単価）（30都市総企契第335号の2）</p> <p>(5)代理人及び主任技術者等通知書（平成30年9月25日付）</p> <p>(6)委託着手届（平成30年9月25日付）</p> <p>(7)貸与品受領書（平成30年10月26日付）</p> <p>(8)協議・報告・提案書（No.1）（平成30年10月29日付）</p> <p>(9)平成30年度多摩ニュータウン事業用地G-70に係る商業施設部分の定期借地事業者等の審査支援業務委託（複数単価契約）の支払いについて（30都市整多第222号）</p> <p>(10)多摩ニュータウン事業用地G-70の商業施設部分の定期借地の相手方として日本商業開発㈱から申請された事業者に関する調査報告書</p>	※		1												<p>(7条2号)住所等は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため</p> <p>(7条3号)事業者が建設予定の施設計画に関する情報は、現時点では公表されておらず、公にすることにより、事業者の事業のノウハウなどの競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため</p> <p>(7条3号)法人の資金計画に関する情報であって、当該事業者の財務に係る内部管理情報等が含まれており、公にすることにより、事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため</p> <p>(7条3号・6号)相手方のテナント名は、調査に協力した事業者の契約に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。また、都の事業であることで調査協力を得られたが、公にすることにより、今後、事業の調査協力を得られない等、事業の適切な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条3号・6号)法人の経営・運営情報等のノウハウに関する情報や契約の相手方に関する内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。また、都の事業であることで調査協力を得られたが、公にすることにより、今後、事業の調査協力を得られない等、事業の適切な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条6号)予定単価等は、都の機関が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、契約又は交渉に係る事務に関し、都の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する恐れがあるため</p>	都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン課
20	R2. 2. 20	R2. 4. 20	<p>1 次の地区に係る施行地区位置図及び施行地区区域図</p> <p>(1)赤羽北地区</p> <p>(2)北新宿地区</p> <p>(3)晴海三丁目西地区</p> <p>(4)立川駅北口西地区</p> <p>(5)六本木三丁目東地区</p> <p>(6)勝どき五丁目地区</p> <p>(7)銀座六丁目10地区</p> <p>(8)府中駅南口第一地区</p> <p>(9)西新宿五丁目中央北地区</p> <p>(10)湊二丁目東地区</p> <p>(11)目黒駅前地区</p> <p>(12)西品川一丁目地区</p> <p>(13)赤坂九丁目北地区</p> <p>(14)国分寺駅北口地区</p> <p>(15)田町駅前東口地区</p> <p>(16)大手町二丁目地区</p> <p>(17)東池袋五丁目地区</p> <p>(18)日本橋二丁目地区</p> <p>(19)浜松町一丁目地区</p> <p>(20)日本橋室町三丁目地区</p> <p>2 次の地区に係る地番変更後の図面</p> <p>(1)府中駅南口第一地区</p> <p>(2)湊二丁目東地区</p> <p>(3)赤坂九丁目北地区</p> <p>(4)田町駅前東口地区</p>	※	1													都市整備局市街地整備部再開発課	

令和2年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
21	R2. 4. 17	R2. 4. 21	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（令和2年3月2日から令和2年4月16日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	6	1															多摩建築指導事務所建築指導第一課	
22	R2. 4. 14	R2. 4. 23	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第32・33・34期）	49	1							1								（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
23	R2. 4. 15	R2. 4. 23	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第58期） ・決算変更届出書のうち財務諸表一式（第56・57期） 東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第39期） ・決算変更届出書のうち財務諸表一式（第37・38期） 東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第30期） ・決算変更届出書のうち財務諸表一式（第28・29期）	128	1							1								（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
24	R2. 4. 16	R2. 4. 23	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書のうち工事経歴書（第24・25・26・27・28期）	5	1							1								（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
25	R2. 4. 17	R2. 4. 23	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第59期） ・決算変更届出書のうち財務諸表一式（第58期）	31	1							1								（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
26	R2. 4. 21	R2. 4. 23	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第34期） ・決算変更届出書のうち財務諸表一式（第32・33期）	37	1							1								（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
27	R2. 4. 9	R2. 4. 24	下記1・2の、登録・免許の申請・更新書類の一式 1. 二級建築士事務所 東京都知事登録第〇〇号 株式会社〇〇 2. 二級建築士 東京都知事登録第〇〇号 〇〇																	上記書類については、建築士法に基づき東京都知事が指定する指定事務所登録機関及び指定登録機関において取得、保管しており、東京都で取得及び保管していないため	都市整備局市街地建築部建築企画課
28	R2. 4. 13	R2. 4. 24	下記の登録申請・更新書類一式 二級建築士事務所 東京都知事登録第〇〇号 株式会社〇〇 二級建築士 東京都知事登録第〇〇号 〇〇																	上記書類については、建築士法に基づき東京都知事が指定する指定事務所登録機関及び指定登録機関において取得、保管しており、東京都で取得及び保管していないため	都市整備局市街地建築部建築企画課
29	R2. 4. 14	R2. 4. 24	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和2年4月14日現在）	※	1																都市整備局市街地建築部建設業課

令和2年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
40	R2. 4. 23	R2. 4. 30	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第20・21・22期）	85	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
41	R2. 4. 23	R2. 4. 30	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第12・13・14期）	91	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
42	R2. 4. 23	R2. 4. 30	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第41期） ・決算変更届出書のうち財務諸表一式（第39・40期）	37	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
43	R2. 4. 24	R2. 4. 30	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第6・7・8・9・10期）	148	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
44	R2. 4. 27	R2. 4. 30	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第1期） 東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第45期）	40	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
45	R2. 4. 30	R2. 4. 30	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書様式第一号（平成29年6月15日許可）	1	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。